

◎新潟県告示第915号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションひまわり	新潟県上越市木田1丁目13番16号シャルムハウス1階	合同会社心つなぐ手	令和4年8月1日